

品川区家庭用電気式生ごみ処理機購入助成要綱

制定	平成12年5月10日	区長決定	要綱第88号
改正	平成13年3月30日	部長決定	要綱第88号
改正	平成15年3月25日	部長決定	要綱第17号
改正	平成21年3月11日	部長決定	要綱第23号
改正	平成27年4月1日	所長決定	要綱第335号

(目的)

第1条 この要綱は、家庭用電気式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を設置する区民に対し、助成金を交付し、リサイクルの推進およびごみの減量を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成金は、次の各号に掲げる要件に該当する者に交付する。

- ① 区内に住所を有すること。
- ② 区内で継続して使用するものであること。
- ③ 同一世帯で1年以内にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと。

(助成金額および対象者数)

第3条 助成金の額は、処理機1台につき本体購入価格の3分の1とする。ただし、本体購入価格が6万円を超えた場合は20,000円を限度とする。

2 助成する対象者数は、毎年度予算の範囲内で別に都市環境部長が定める。

(助成金の申込み)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、区長に対しはがき等により申込みするものとする。

2 前項の申込みは、処理機の購入前に行うものとする。ただし、購入した日から3月が経過する日前の場合は、購入後においても、申込みを行うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、申込み期間等は別に定める。

(助成金の交付決定)

第5条 区長は、前条の申込みがあった場合において、助成金の交付または不交付の決定をし、これを申込者に通知する。ただし、申込者が助成対象者数を超えた場合は、抽選等により決定する。

(助成金の交付申請)

第6条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「申請者」という。）は、区長に対して、助成金交付申請書を提出するものとする。

(助成金の交付額決定)

第7条 区長は、前条による申請があり、関係書類等により適当であると認めるときは助成金の交付額を決定し、申請者に通知する。

(助成金の交付)

第8条 区長は、申請者の金融機関口座に振り込む方法により助成金を交付する。

(助成金の取消および返還)

第9条 区長は、助成金の交付の決定を受けた者が偽りまたは不正の手段により交付決定を受けたときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

2 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金を返還させることができる。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。